32 池田町1丁目第2地区地区整備計画区域

制限事項		計画地区
		池田町1丁目第2地区
(1)	建築物の用途の	次に掲げる建築物及びこれらに附属するもの
	制限	ア 住宅(長屋を含む。)
		イ 兼用住宅(令第130条の3に規定するものをいう。)
		ウ 集会所、博物館その他これらに類するもの
		工、保育所
		オ 診療所(患者の収容施設を有するものは除く。)
		カ 法別表第2(い)項第9号に規定する公益上必要な建築物(以
		下「公益上必要な建築物」という。)
(2)	建築物の容積率	
	の最高限度	
(3)	建築物の建蔽率	
	の最高限度	
(4)	建築物の敷地面	150平方メートル(長屋については、1住戸当たり100平方メート
	積の最低限度	ル以上とする。)。ただし、公益上必要な建築物については、こ
		の限りでない。
(5)	壁面の位置の制	1メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たな
	限	い距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当す
		る場合は、この限りでない。
		ア 建築物の敷地面積が150平方メートル未満の公益上必要な
		建築物
		イ 隣地境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が3メー
		トル以下で、かつ、当該外壁等の隣地境界線からの後退距離
		が0.5メートル以上であるもの
		ウ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の
		高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メー
		トル以内であるもの
		エ 附属建築物の自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下
		で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの

(6)	建築物の高さの	
	最高限度	
(7)	建築物の形態又	
	は意匠の制限	
(8)	へい等の構造の	へい等で道路に面するものは、地盤面からの高さが1.5メートル
	制限	以下の網状その他これに類する形状のもの。ただし、次のいずれ
		かに該当するものについては、この限りでない。
		ア 公園、運動場その他これらに類する用途に供するものに設
		けるへい等で、網状その他これに類する形状のもの
		イ 敷地境界線からの後退距離が1メートル以上で、当該後退
		部分(出入口部分を除く。)に植栽等を設けたもの
		ウ ごみ集積場の周囲に設けるもの